

私立学校法改正法案骨子

一 目的

学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任の手続、理事会及び評議員会の権限及び運営等の学校法人の管理運営に関する規定を整備するとともに、特別背任罪等の罰則について定める。

二 基本的な考え方

学校法人制度改革は、次に掲げる事項を旨として実施する。

- 1 学校法人の機関設計について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、各機関の権限分配について、法人の意思決定と業務執行の権限や業務執行に対する監督・監視の権限を明確に整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する観点から、必要な法的規律を共通に明確化して定める。
- 2 大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人の区分その他の規模に応じた区分を設け、寄附行為による自治を一定の範囲で許容し、学校法人の実情に対応する。知事所轄学校法人であっても、広域通信制高等学校を運営する法人その他全国的に展開するなどの大規模な法人について、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする。
- 3 現状から変更が生じる事項については、負担の軽減と運営の継続性に鑑み、所要の準備期間を設けるほか、大臣所轄学校法人以外の法人を中心として、必要に応じて経過措置を定める。

三 学校法人における意思決定

学校法人の意思決定の権限については、次に掲げる措置その他必要な制度改革を実施する。

- 1 大臣所轄学校法人における学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することとする。

四 理事・理事会

理事・理事会については、次に掲げる措置その他必要な制度改革を実施する。

- 1 理事長の選定及び解職は、理事会において行うこととする。
- 2 業務に関する重要な決定は理事会で行い、理事に委任することを禁止することとする。
- 3 理事の選任を行う機関（以下「選任機関」という。）として評議員会その他の機関を寄附行為で定めることとする。評議員会以外の機関が理事の選任を行う場

合、あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴くこととする。

- 4 理事の解任について、客観的な解任事由（法令違反、職務上の義務違反、心身の故障その他寄附行為で定める事由をいう。以下同じ。）を定め、評議員会は、評議員会以外の選任機関が機能しない場合に解任事由のある理事の解任を当該選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。評議員は、これらが機能しない場合に自ら訴訟を提起できることとする。
- 5 校長理事については、解任事由がある場合に理事としての解任がなされるように措置する。
- 6 大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を引き上げることとする。また、個人立幼稚園などが学校法人化する場合の理事数等の取扱いを定める。
- 7 理事の任期は、選任後4年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を認めるとともに、理事の任期が監事及び評議員の任期を超えてはならないこととする。
- 8 理事は、理事会に職務報告をすることとし、知事所轄学校法人については、実情を踏まえた柔軟な取扱いを認めることとする。
- 9 理事は、理事の立場で評議員会に出席し、必要な説明をすることとする。

五 評議員・評議員会

評議員及び評議員会については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 理事と評議員の兼職を禁止することとする。また、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げることとする。
- 2 評議員の選任は、評議員会が行うことを基本としつつ、理事・理事会により選任される者の評議員の定数に占める数や割合に一定の上限を設けることとする。
- 3 教職員、役員近親者等については、それぞれ評議員の定数に占める数や割合に一定の上限を設けることとする。
- 4 評議員は、学校の教育研究への理解や法人運営への識見を有する者とする。
- 5 評議員の任期は、選任後6年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を認める。
- 6 大臣所轄学校法人の評議員会について、評議員による招集要件の緩和や議題提案権を措置する。
- 7 評議員は権限の範囲内において善管注意義務と損害賠償責任を負うことを明確化する。評議員の不正行為や法令違反については、監事による所轄庁・理事会・評議員会への報告や所轄庁による解任勧告の対象に加えることとする。

六 監事

監事については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 監事の選解任は、評議員会の決議によって行うこととする。
- 2 役員近親者が監事に就任することを禁止する。
- 3 監事の解任について、客観的な解任事由を定め、監事は、評議員会において、監事の選解任又は辞任について意見を述べるができることとする。
- 4 監事の任期は、選任後6年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、理事の任期と同等以上でなければならないこととする。
- 5 特に規模の大きい大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- 6 監事は、評議員会に対する監査報告に限らず、評議員会に出席し意見を述べることとする。

七 会計監査

会計監査については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 大臣所轄学校法人においては、会計監査人が会計監査を行うこととし、その選解任の手續や欠格要件等を定める。
- 2 私学助成の交付を受けていない法人も含め計算書類や会計基準を一元化し、計算書類の作成期限を会計年度終了から3か月以内に延長することとする。
- 3 1の会計監査を受ける場合に私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による監査を重ねて受ける必要が生じないよう措置する。

八 内部統制システムの整備

大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化する。

九 その他

- 1 監事が子法人の業務を執行する理事・取締役や社員等を兼職することを禁止する。子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務で継続的な報酬を受けている者を会計監査人としてはならないこととする。
- 2 監事・会計監査人が子法人を調査対象とすることができるようにする。
- 3 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての刑事罰を整備する。
- 4 理事会及び評議員会の議事録の作成・閲覧や画一的・早期の紛争解決に資する訴訟制度の整備など、学校法人固有の事情の考慮を特段要しない事項については、他の法人制度を参考に導入する。